質疑 滬

〒成30年第1回定例会

居宅介護などの条例を制定 (議案第2号)

山岡議員

要介護者に自立を強要する ものとならないか。 に応じ自立した」とあるが ①第3条中の「有する能力

②「介護と障害者福祉の連 率的と読み取っていいか。 サービス利用者にとって効 の効率とも考えられるが、 よう」とある。保険財政上 的かつ効率的に提供される ③「多様な事業者から総合 提供という点でどうか。 め細かい的確なサービスの 一とあるが、専門性やき

澁谷ほけん福祉課長

眉

岡田議員

供するもので、今回、 とりに合ったサービスを提 立を強要するものではな ①条文中の「自立」は、自 サービス利用者一人ひ 事業

> で、これにより障害者サー 共生型社会を目指すもの ②今回の制度改正のポイン あった事業者の紹介もして サービス事業者とも距離が スムーズな移行ができるも ビスから介護サービスへの のサービスの連携を図り、 トで、介護と障害者福祉と るよう努める。 適正なサービスが提供され 近くなるので、その方に の指定が県から町となり、

者の特徴や事業者が力を入 ③その方に応じたサービス べることになる。 が自分に合った事業者を選 せすることができ、利用者 れているサービスをお知ら を提供するもので、各事業

(議案第7号)

国保税条例の一部を改正

げ の国保事業はこれまで基 下がるとの試算だが、当 ることで運営されてき の取り崩しや、税率を上 1世帯当たりの国保税額

> 選択もある。 将来のために基金に貯める ぼ同額で維持し、 く。ならば、国保税額をほ 後ますます厳しくなると聞 た。しかも、国保運営は今 余剰分を

選択をしたのか。 はなぜ、国保税額を下げる ことをすることになる。で るためで、当町は矛盾した 税額が急激に上がらなくす ている。これは当町の国保 円の激変緩和措置がなされ さらに、県からは約80万

中嶋町民課長

げる選択をした。 なっているので、 支がゼロになるのが基本と だが、国保会計は単年度収 ないか、との質問があった。 げるのが大変になるのでは 回引き下げれば今後引き上 [保運営協議会でも、 税率を下



賛成討論

浜田議員

は、1万26円の減額、 果、1世帯当たりの税額 数値に基づくもので、結 平等割の3方式を採用。 を除いた所得割・均等割 保険料率を基に、 は、高知県が示した標準 ての改正であり、 からの国保県一化に向け 税率の決定は、 本議案は、平成30年度 客観的 資産割 税率 減

ない時期も来ると予想さ を引き上げなければなら 化により将来的に、 少率は8.%。 今後、被保険者の高齢 税率

繰り入れをすることな 営のあるべき姿である。 な費用負担を求めていく により、被保険者に適切 づく税率に改正すること 基本に、客観的数値に基 イナスゼロであることを く、単年度収支プラスマ 今まで同様に法定外の 本来の国保財政運

平成29年度 正予算の議定

般会計補

(議案第15号)

市川議員

は。 指定管理者の公募の時期 との行政報告であったが、 が平成32年度以降になった 「山荘しらさ」の再開予定

| 天野本川総合支所長

どにも協力をお願いする。 ジ・広報だけでなく、新聞な を考えている。ホームペー が、図面としてできた時点 「山荘しらさ」の改修内容

B 藤﨑議員

理由があってのことか。 階・2階へ分けるのは何か 総合政策課の事務所を3

筒井総務課長

庁者が 3階よりは 2階、 業経済課との連携が望める。 一つにはスペース的な問 そして空き家対策で来

藤﨑議員

とができるのではないか。 できれば、費用も抑えるこ 1階の会議室などを使用